差別の概念と測定[1)]

海野道郎[2)]

§0 序：研究の視点と本稿の構成

「差別」は，現代社会における最も重要な問題の一つである。実際，この問題は，「差別されている人はかわいそうだ」というような「個人的」問題には留まらない。たとえば，最近手にした新聞（『朝日新聞』1977年10月22日，大阪本社・夕刊2版2面）には，差別に関連した記事が2つ出ている。

第1の記事は，英国最大の国有自動車企業，ブリティッシュ・レイランドの会長が舌禍事件を起こし，ツメ腹を切らされた，というニュースである。彼が内輪の会合で，労働組合をひぼうし人種差別発言をしたのが，秘かに録音され，左翼系新聞に暴露されたためだという。

第2の記事は，米国政府が南アフリカ駐在の大使を一時召還すると発表した，というニュースである。この処置は，表面的には「本国と協議するため」とされているが，実際には「明らかに南ア政府の最近の黒人弾圧措置に警告するためにとられたものである」とのことである。というのは，「米政府は，さきに南アの白人政権が同国内の黒人組織と黒人の新聞を活動停止させたことに強い不満を表明。米議会の黒人議員団は『大使を本国に召還し，経済的な制裁手段をとるよう』米政府に強く要請していた」からである。

このように，「差別」という問題は，単に個人的な同情の対象であるにとどまらず，国際関係にも影響を及ぼす大きな問題なのである。

われわれは本稿で，今日存在し，しかも将来にわたって存在しつづけるであろう，集団間のさまざまな関係を考えるための戦略点の1つとして，この「差別」という現象にアプローチしたい。たとえば，パテキュラリズムからユニバーサリズムへの移行という一般的傾向[3)]の中で，民族自決主義のような，パティキュラリズムへの移行とでもいうべき現象[4)]が，何故に，そしてまたいかに生じているのか，という問題は，私にとって大きな関心事の1つである。

本稿では，以上のような基本的視点から，「差別」をいかに定義するか，という問題を取り上げる。ここでは，既存の定義を検討した後，差別現象を記述する理論モデルを提唱し，それに対して若干のコメントを付加する。また，〔補論1〕において，「マイノリティーの類型化に関する覚え書き」を記す。次に，〔補論2〕においては，「差別」をいかに測定するか，という問題を簡潔に検討する。これは，差別の定義にしたがって，「区別」の測定（区別の程度およびその基準）と，「区別の基準の正当性」の測定とに分けられる。さら

1）本稿は，第50回日本社会学会大会（1977年11月1日—3日，国立教育会館）で行った口頭発表に，若干の補訂をほどこしたものである。本稿の成立過程において，中野秀一郎（関西学院大学），平松闊（九州工業大学），鐃豊（東京工業大学）各氏から受けた助言は刺激的かつ貴重なものであった。記して感謝したい。もちろん，本稿中の不備な点については，その責は海野にある。

2）関西学院大学社会学部

3）たとえば，400年前には日本国内に普遍的に存在していた武力衝突は，今日では見られない（もちろん，三里塚闘争や大学闘争における武力衝突は，異なる意味におけるものである）。また，ヨーロッパ共同体（ＥＣ）は，近年における大規模な実例である。

4）現代の世界を見渡すと，このような例は枚挙にいとまがない。フィリピンにおけるモロ民族解放戦線の活動や，北アイルランド問題などは，その代表的例である。

しかし，民族というのは，もともと単一の実体ではない。複合的かつ階層的なのである。したがって，民族間の差異を強調しつづける限り，民族は限りなく細分化されていくであろう。その時，民族国家はどのようにして成立するのだろうか。民族国家の並立した世界は，自立した諸民族が生き生きと暮す新しい平和の世界なのだろうか。それとも，闘争と差別の世界なのだろうか。（この点は，中野秀一郎氏との議論により触発されたものである）

に〔補論3〕において,「差別」現象についての動学的モデルを構築するための予備的作業として,従来「差別」といわれている現象が2つの独立な現象の重なりであることを,単純な数理モデルを用いて示唆する。

§1 差別の定義をめぐる状況

「差別」を明確に定義するために既存の文献を探索したとき,われわれは次のようなことに気づく。

1)差別を明確に定義していない文献がかなり多い。なかには,表題に「差別(discrimination)」という語が含まれていながら,この語の定義を記していない文献さえある。たとえば(Crain and Weisman, 1972)。

2)厳密な理論的研究を目ざしたものには,「差別」を明確に定義することを放棄しているものが多い。たとえば(Shibutani and Kwan, 1965),(Blalock, 1967),(Schermerhorn, 1971)。

3)差別を定義しようとした文献もかなり存在するが,それぞれの定義の間には批判的継承関係が見られない。たとえば(Simpson and Yinger, 1972),(鈴木, 1975)など。

「差別」の定義をめぐる以上のような状況から出発するとき,われわれのとるべきアプローチとしては,次のようなものが考えられよう。

1)差別に関する既存の定義について,その問題点を明確にすること。

2)「定義」の方法に関して,新しい考え方を導入すること。

そこでわれわれは,次節において既存の定義の問題点を明らかにし,それを基盤として,その後の節で,2)のアプローチによる検討を行なう。

§2 差別に関する既存の定義——その問題点

さきにも述べたように,差別に関する既存の定義には,さまざまなものが存在する。本節では,それらについて,問題点を逐一検討する。

(1) Shibutani and Kwan (1965 : 11—20)は,差別という語が日常語であること,すなわち(イ)あいまいであり,(ロ)価値判断が含まれていることから,この語を体系的(systematic)な分析に用いるのをためらっている。彼らによれば,体系的分析に用いる用語は,中性的(neutral)かつ専門的(technical)でなければならないのである。

しかし,日常語として使われている言葉であっても,中性的かつ専門的であることに留意して概念を再構成するならば,体系的分析に耐えるものとなりうる,とわれわれは考える。

(2) Schermerhorn (1970 : 6—8)によれば,集団間関係の研究に際して「偏見」よりも「差別」に重点をおくことは「健全な傾向」である。差別は行動(behavior)であり,外に現われた行為(overt action)に焦点を当てた客観的要素である。したがって,(イ)観測可能かつ検証可能なデータ(observable and verifiable data)が得られ,そのことから,(ロ)行動計画(action program)を立てることができる。

だが彼によれば,従来使われてきた「差別」の概念には重大な短所もある。というのは,「差別行動を行なっている人に対して,差別という語は価値判断をしている」からである。そのようなことは人道的見地からは賞められるにしても,差別という語が説明力を持つか否かは疑問である,と彼はいう。そして(論理的には少々飛躍があると思われるが)彼は,「差別」も「偏見」と同様に従属変数である,と述べている。

しかし,価値判断に関する彼の議論に対しては,さきに Shibutani and Kwan について述べたのと同じ反論が可能である。また,差別は従属変数である,という点に関しては,十分説得的な議論は行われていない。

(3) Simpson and Yinger (1972 : 27)によれば(それが彼らの最終的定義ではないようだが),差別とは一般に「広く受容されている価値や手続きを犯すような区別をすること」である。したがって「ある行為が差別だといわれるのは,特定の価値,あるいはレッテルを貼られる特定の集団が定められたときだけである」。

しかしながら，この定義には，完全には承服しがたい点がある。というのは，ここでは「価値や手続き」がどのような範囲内で「広く受容されている」かが定められていないからである。これが定められない限り，「ある行為」を「差別だ」ということはできない。ある（下位）社会で「広く受容されている価値や手続き」に基づく行為（すなわち非差別行為）も，その価値や手続きが受容されていない別の（下位）社会の人々から見れば差別行為なのである。たとえば，アパルトヘイトは，南アフリカ共和国の白人にとっては「正当な」行為[5]であるが，多くの日本人の目には「差別」行為と映ずる。要するに，この定義では「広く受容されている価値や手続き」に抵触しないかぎり，いかなる行為も非差別行為となってしまう。したがって，差別社会における同調行動は非差別的となる。これは明らかな矛盾である。

（4） Simpson and Yinger (1972 : 28) は，また次のようにもいっている。社会的差別の本質 (essence) は，一方に「われわれは＜正当に区別している “nicely distinguishing”＞のだ」という人がいるのに対して，「いや，あなたは＜不公平で不法な区別 “an unfair and injurious distinction”＞を行なっているのだ」という人がいることである。すなわち，差別は，主要ではないにしても副次的 (secondary) な規範の支持，および社会における重要なサブグループの支持を受けている。したがって差別は，単に個人的なコンフリクトではなく，集団間の問題なのである。

これは，かなり重要なコメントである。われわれも，後にわれわれ自身の定義をつくるに際して，この点に留意することになろう。ただし，このコメントは，これだけでは定義として不備である。第1に「区別」という行為の対象が特定されていない。また，第2に「不公平で不法な区別」だという人が，上記のコメントでは，特定されていない。その中には「区別」を受けた人，当該社会の外部の人(同時代)，後の時代の人，などが含まれるのか否か。

（5） Antonovsky の定義は，Simpson and Yinger (1972 : 28) によれば，次の通りである。すなわち「差別というのは，合理的に考えるとその状況にはふさわしくない基準に基づいて，人々を実際に不法 (injurious) に扱うこと」である。また「差別は社会関係のシステムであって，それと切り離された個人的行為ではない。」

この定義の場合，問題なのは，「合理的」というのが何か，という問題である。仮に，行為の選択肢の結果の各々について，ある価値基準に基づいて予測をし，最も望ましい結果が期待される選択肢を採用することを「合理的」と呼ぶとしても，この選択は価値基準によって異なる。ある価値基準からみれば合理的な行為も，別の価値基準から見れば非合理的なこともある。たとえば，見田宗介による価値の類型を想起すると，これは明らかである（見田，1966 : 25—36)。

（6） 鈴木 (1969 : 94) によれば，差別とは，「個人として，あるいは集団として，上下の序列をつけられたり，優劣のレッテルをはられて，不平等に扱われ」ることである。「その結果，一方では，実生活の上で利益や特権を得たり，心理的には優越感をいだく者が存在する。これに対して，他方では，実生活の上で不利益を蒙り，心理的には劣等感を持たざるをえないように仕向けられる者が実在している。」

この定義は，一見したところもっともだと思われるが，若干問題がある。第一に，誰が差別だと判定するのかが明らかでない。これは，鈴木が，差別は実在するものだ，ということを前提にしているためだと思われる。しかし，差別行為というのは，Simpson and Yinger もいうように(前述(4)項)，それを正当な行為だと主張する人もいる，というところに，1つの大きな特徴があるのである[6]。したがって，この点を定義が含意していることが必要なのだが，鈴木の定義には，それが欠けている。第2に，差別者と被差別者を固定的に考えていることが，彼の定義および文献全体から推察される。しかし，二分的でない複雑な差別状況，すなわち一人の人間は（ある面で）差別者であると同時に（別の面では）被差別者であるとい

5）集団構成員個々人すべてが「正当」と判断しているか否かは不明だが，そのことはここでは問題でない。
6）誰もが不当だと判断するのなら，残された課題は，差別をなくすための方策に関する具体的計画だけである。しかし現実には多くの場合，目標が一致しないのである。

う点が，殊に現代の社会において，われわれの留意すべき重要な点であると思われる。

（7） 鈴木はまた，次のような定義も行なっている（鈴木，1975)。「本人の選択や責任とは関わりのないような，個人の能力・業績ないし個人の行動と無関係につくられた自然的・社会的区分（カテゴリー）に属していることを理由にされて，集団ないし個人が不利益を蒙るか人権を侵されるか，不愉快な思いをさせられる行為，これを差別という」。ここで(鈴木によれば)，自然的区分としては，人種，性別，心身障害者，老人，乳幼児などが，社会的区分としては民族，宗教，身分，奴隷，移民，貧富，学歴などがあげられる。また，鈴木は「人類社会が階級社会になってから以後は，階級社会を支える大黒柱として階級差別が最も基本的であって，その他の差別は階級差別を補強する」と述べている。

この定義の問題点は「自然的・社会的区分（カテゴリー)」の基準にある。鈴木によれば，このカテゴリーは「本人の選択や責任とは関わりのないような，個人の能力・業績ないし個人の行動と無関係につくられた」ものでなければならない。だが，憲法14条に記されている差別の基準の一つである「信条」[7] は，一般に，（たとえ無意識的にではあるにせよ）「本人の選択や責任」によるものではないだろうか。しかも，これは，他の諸基準がかなり人為的に解消できると考えられる[8] のに対して，おそらく最後まで残存する基準，したがって，今後ますます重要性を増す基準であると考えられる[9]。

（8） Hankins によれば，差別とは「平等なものに対する不平等な扱い “unequal treatment of equals”」である（Blalock, 1967 : 16)。

この定義の問題点を，Blalock は2つ指摘している。第1に，好意的取扱いと非好意的取扱いが区別されていない。第2に，何について平等なのかが不明確である。たとえば，ニグロの医者と白人の医者を比較したとき，彼らに共通なのは職業だけである。したがって，仮に彼らが不平等に扱われたからといって，それが人種の差によるものであるとは断定できない。

Blalock による第1の指摘は，差別の方向性に関するものであり，「偏見」を定義する場合にも平行的な議論がなされている。彼は「非好意的」なものに差別を限定しているが，この限定の肯否は，いわゆる「逆差別」をどのように定義し評価するか，ということと関連させて考慮する必要があろう。

Blalock の第2の指摘は，不平等な扱いの基準が明らかでない限りそれ（不平等な扱い）を差別だと断定することはできない，というものである。しかし，逆の方向から見ると，不平等な扱いの基準が明示的かつ正当でない限りそれは差別である，とも考えられる。この2つの見方があるということは，留意すべき点である。なお，基準の抽出は，後に〔補論2〕において操作化される。

（9） Robin Williams は，差別を次のように定義している（Blalock, 1967 : 16)。すなわち，差別とは，「ある特定の社会集団に属していると考えられる人々に対して〔他の社会集団に属していると考えられる人々に対するのとは——海野注〕異なった扱いをすること “the differential treatment of individuals considered to belong to a particular social group”」である。

Blalockの指摘によれば，この定義にもHankinsの定義と同じ欠点がある。すなわち，1人の人間は多くの集団に属しているので，ある集団の成員であることが実際の「異なった扱い」の主要な原因であるとは断定できないのである。

（10） Blalock (1967) は，上記(8)，(9)の検討を経て，差別を明確に定義することを断念している。彼によれば，差別の定義には一般に意図という概念が含まれている。したがって，差別は，分結や不平等とは異なり間接的に測定せざるをえ

7）日本国憲法第14条（1項）「すべての国民は，法の下に平等であって，人種，信条，性別，社会的身分または門地により，政治的，経済的または社会的関係において，差別されない。」

8）もちろん，それが容易だというわけではない。しかし，信条（宗教を含む）以外の基準が，社会的決定（社会をどのように制御するかの決定，したがって制御の目標が問題となる）と本質的に無関係（たとえば，人種と，望ましい社会についての考えとは，本質的に独立）であるのに対して，「信条」は，それと直接に関わるのである。

9）これに関連する問題として，被差別者ないしマイノリティーの類型化の問題がある。この問題に関しては「〔補論1〕マイノリティーの類型化に関する覚え書き」（本稿末尾）を参照。

ず，そのためには因果関係についての理論が必要なのである。すなわち，不平等は，差別的行動（および偏見）の結果であるとともに，他の要因の結果でもある。そこで，偏見の強い人は，「不平等は，マイノリティーが無気力で未熟であるために生じるのだ」といい，それに対して反論するのは困難であることが多い。したがって，このような点を考慮すると，差別は媒介変数として扱うべきである。Blalock は以上のように考えている。そしてこれは，近年における因果分析法の発達によって，可能となっている。すなわち，システム内に測定不能な媒介変数が存在しても，その因果システムを解くことが可能なのである。

しかし，このようにシステム内の媒介変数によって差別を定義すると，後に述べるような（§ 4）種々のダイナミズムを表現できない。したがってわれわれは，Blalock の方針を踏襲しない[10]。

（11） Allport(1954) の紹介している国連の定義によれば「差別とは，個人あるいは集団に対して，その人たちの望んでいる平等な待遇を拒否した場合にのみ起るものである」

だが，この定義には致命的な欠陥がある。それは「その人たちが望んでいる」という限定句にある。もし「平等な待遇」を「望んでい」なかったならば，いかなる待遇も差別とはいえないのだろうか。この定義によれば，封建時代において「分相応」というような観念が支配している場合には，差別は存在しないのである。

以上，さまざまな定義や考え方を示し，それに対するわれわれのコメントを記してきた。

では次に，このような先行研究を基盤としたとき，われわれ自身はどのような定義を構築すればよいのだろうか。そのために，まず，いかにして定義するか，ということを考えよう。

§ 3　「科学」にとって有意味な対象の構成—川島武宜の方法

川島武宜（1977：18）は，「『法』の科学理論」を構築する際に，次のような方法によって「『科学』にとって有意味な対象の構成」ができるとしている（傍点—原著者）。

要するに，既存の用語としての「法」・「法律」等の意味を探索・確定したり，或いはそれらの用語に含まれてきた様々の意味の中からどれかの意味を選択したりすることによっては，科学にとって有意義な対象を決定することはできない。そうではなくて，「法」等の用語で歴史上呼ばれてきた種々の現象ないしそれと関連する現象の中から，それに固有の特殊の法則（regularities）が発見されるような特殊な現象を選び出して，理論的なシステムに構成することによってのみ，独自の科学の対象が決定されるのである。

以上の議論は「法」という語を「差別」という語で置きかえれば「差別」についての理論を構築しようとする場合にも，そのまま当てはまるものと考えられる。そこでわれわれは，上に述べた川島の考え方を基盤として，研究を進めることにする。

§ 4　差別の概念（理論モデル）

以上の準備をもとに，われわれは次のようなモデルによって，差別という対象を構成する。

〔**定義**〕　（図1を参照）

行為者Aと行為者Bが，関係の集合R中の一要素 r_i の関係において接触したときに，AがBに対して行なう行動を b^i_{AB} とする。また，AとCが関係 r_i において接触したときに，AがCに対して行なう行動を b^i_{AC} とする。このとき，

（1） Aが b^i_{AB} と b^i_{AC} とを基準αによって区別し，

（2） ある判断者Xが，b^i_{AB} は b^i_{AC} よりも好ましくない（$b^i_{AB} < b^i_{AC}$ と記す）と判断し，かつ

（3） b^i_{AB} と b^i_{AC} とを区別するのにAが用い

10）しかしながら，Blalock の方針を踏襲した操作化は，差別の「測定」法としては，有力なものの1つであると考えられる。

た基準である，とXが認知した基準ωを，正当な基準でないとX自身が判断したとき，

Xは，b^i_{AB} を「差別行動」と呼ぶ。

また，AとB，AとCが関係 r_i において接触したならば生じる行動 b^i_{AB}，b^i_{AC} が上述のような性質をもつであろうとXが予測するとき，Xは，AとBは関係 r_i において差別状況にある，という。

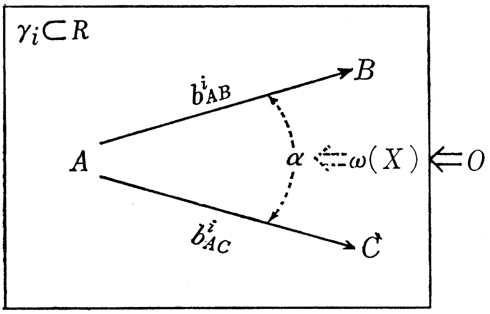

図1 差別行動のモデル

上に述べた定義の含意を明確にするために，いくつかのコメントを記しておこう。

（1）「差別」が問題となるためには，顕在的であれ潜在的であれ[11]，不平等が存在しなければならない。不平等があって初めて，区別の基準の抽出や，その基準の正当性が問題となるのである。だが，その不平等の内容については，明確な定式化が見当らない。われわれはそれについて〔補論3〕で簡単に言及する。

（2） 差別行動と差別状況を区別したのは，次のような理由による。すなわち，差別行動が観察されないとしても差別状況は存在しうる，ということを明確にするためである。さらに，このような区別をすることによって，差別状況が厳しいとき差別行動はかえって生じない，という現象を記述できる。たとえば，「76年秋に表面化」した在日朝鮮人金敬得（韓国籍）の司法修習生採用拒否」事件について考えてみよう。この事件はもちろん「日本国籍を有しない者を修習生採用の欠格事由とする旨の最高裁見解（1956年10月）による措置」がなされたために発生したのである（弘中・羽柴，1977：364）が，このような差別行動（と私は考える）は，（イ）在日朝鮮人中の何人かが司法試験を受けたこと（したがって，その準備をするだけの余裕があったこと），（ロ）その中に合格した人のいたこと，（ハ）合格者の1人が，当局の要求する「日本国籍への帰化」を拒否し，韓国籍のままで修習生となれるよう要求したこと，以上の事象が重なって，はじめて発生したのである。従来は，（イ），（ロ）は生起しても，合格者が帰化したために，差別行動は表面化しなかった[12]。さらに，在日朝鮮人がすべて非常に貧しく，司法試験を受ける人がいないならば，上記の差別行動は生じえない。以上のように，現実の社会を分析するに際して，差別行動と差別状況を概念的に区別することは，非常に重要である。

（3） A，B，Cは個人または集団である。それぞれの組み合わせに対して例を示せば，次の通りである。

A ＼ B, C	個　人	集　団
個　人	(i)	(ii)
集　団	(iii)	(iv)

〔例〕

(i) 結婚をしようと思っていた相手が部落民（あるいは在日朝鮮人，アイヌなど）であることが分ったために，結婚をやめる。ただし，自分は結婚したいのだが家族や親戚の反対にあってできないのならタイプ（iii），また結婚が家と家との関係であると考えるなら，タイプ（iv）と考えられる[13]。

(ii) この例は，思い浮かばない。勢力関係から考えて，このようなことは存在しにくいものと思われる。たとえば，俗に「ヒットラーがユダヤ人を虐殺した」というが，ヒットラーが1人でこのようなことを行なったわけでは

11）この点については，次のコメント（2）を参照。

12）もちろん，帰化の要請自体が，外国籍の人だけに国籍の変更を要求するという，別種の差別行動であるとも考えられる。

13）ただし，集団を，(イ)複数の人間の集合，(ロ)あるカテゴリーに属する人間全員，に分けて考えるべきかもしれない。

ない。彼を支持する人たちが多数存在したのである。

(iii) ある企業がある個人に対して，在日朝鮮人だということによって採用を拒否する。この場合，その企業はその個人に対して差別行動を行なったという。また，その企業が，応募者が在日朝鮮人だという理由だけで採用を拒否するなら，その企業と在日朝鮮人（という集団）は，採用関係において差別状況にあると考えられる。

(iv) 集団を(イ)複数の人間の集合の意に解するなら，白人ホテルにおける黒人の宿泊の拒否，などがある。また，集団を(ロ)あるカテゴリーに属する人間全員，と解すると，差別行動の生じることは余り考えられない（全員が接触することは考えられないからである)。この場合に存在するのは，差別状況である。だが「行動」というものの中に明示的な成分規約をも含めて考えるなら，成員全員の接触も考えられる。たとえば，日本国籍の人間の代表たる国会で設置が認められ運営がチェックされている日本住宅公団は，居住者の資格として「日本の国籍があること」を挙げているが，この規定は，それが不当だと考える人にとっては(規定を「行動」と考えた場合には)差別行動である。

(4) ㋑ A，B，Cがいずれも個人の場合，CはAと同じ集団に属し，BはAと異なる集団に属することが多い。

㋺ A，B，Cがいずれも集団の場合，CはAと同一であることもある。

(5) 好ましくないと判断する主体Xは，次のように種々の場合がある。

i) Bである場合。たとえば，部落解放運動は，その主要な部分は，被差別者である部落民自身によって担われている。

ii) A，B，C以外の者(これを観察者Oと呼ぶ)である場合。〔例〕日本人が南アフリカ共和国のアパルトヘイトを差別政策だという場合。

iii) Aである場合。これは，あまり多くはないが，次のような場合が考えられる。

イ) Bがb^i_{AB}を受けるのは当然である，とAが考えている場合。たとえば，黒人はなまけ者なのだから低賃金は当然である，と白人が考えている場合。この場合 X（$=A$）は，$b^i_{AB}<b^i_{AC}$ であることは認めるものの，その区別の基準ω（$=\alpha$）は正当である，と考えている。したがって，X（$=A$）にとって，b^i_{AB} は差別でない。

ロ) Aの行為が自分の意志ではなく，上司からの命令や社会規範などの圧力によって制御される場合。この場合，Aは，αそのものは正当な基準でないと考えているが，b^i_{AB} 自体は自分にとって止むをえないものと考え，自己の行為を正当化する。たとえば，第2次世界大戦中インドシナで原地人を虐殺したBC級戦犯は，そのような行為は自分の意志で行なったものではなく上官の命令に従っただけだから，自分には責任がない，と主張（抗弁）した[14)]。

ハ) もちろん，人間はつねに自己の行為を正当化しているとは限らない。「むき出しの力の論理」が支配する状況もある。たとえば，(差別と直接の関係はないが)歌舞伎『三人吉三』の「庚申塚の場」では，そのような状況が展開される。また，国際関係においては，現在でも，力の論理が支配する場面を見出すことが珍らしくない。そのような状況において事後的に提出される正当化論拠は，余りにも貧弱であり，おそらく行為者自身も信じていないものと思われる。

ニ) 自分が正当化しえない行為をする可能性は，ロ）で述べたような圧力が存在しない場合にも生じうる。自分の行為の及ぼす影響を

14) 丸山真男（1964：88—130）によれば，このような「権限への逃避」は，下級の戦犯だけに見られたものではない。「賀屋や星野のような官僚中の官僚」が「自己の無責任を主張する」論拠の1つとして，「訴追されている事項が官制上の形式的権限の範囲には属さない」ということを挙げたのである。また，(鏡豊氏の示唆によれば)現代の日本においては次のような問題がある。ある工場の廃液により苦しんでいる人がいるとする。このようなとき，その工場でつくる製品の恩恵に浴している人々は，この状況に対してどのような責任がある（または無い）のだろうか。

正確に予測することが，人間には不可能だからである。しかし，このような場合には，影響についての評価がAにフィードバックされて，Aはその行為を止めるであろう。したがって，差別について考える場合，問題とする行為は，持続的ないし反復的に生じるものに限定する必要があろう[15]。

iv）Cである場合。これは，自分は有利な状況にありながら，それにあえて異議をとなえる場合である。したがって，Cは一般的（利己的）な「好ましさ」の基準を超越する基準（たとえば「人間はすべて平等に扱われるべきである」という基準）を有しているべきである。（例）白人による，黒人解放運動。

（6） これまでは，Xがいろいろな主体である場合について考察してきたが，実際にはA，B，C，Oの各主体が，それぞれ「好ましさ」と「正当性」についての判断をしている。したがって，現実の差別関係（差別行動ないし差別状況）は，「好ましさ」と「正当性」についての各主体の判断，および区別の基準についてXとAが一致するか否か（$\omega=\alpha$か否か）の組み合せによって決定される。

すなわち，行動主体（A，B，C，O）は「好ましさ」については$b^i_{AB}<b^i_{AC}$，$b^i_{AB}=b^i_{AC}$，$b^i_{AB}>b^i_{AC}$のうちのいずれかの判断をもつ。また「正当性」については，正当，不当２つの場合が，また，wとαの関係については，$\omega=\alpha$，$\omega\fallingdotseq\alpha$の２つの場合がある。したがって，ある行動主体にとっては，３×２×２＝12の場合があり，したがって，行動主体の数が４（A，B，C，O）の場合には，12^4＝20736のケースが考えられる（表１）。ただし，この中には，（イ）ありえない組み合わせ（たとえば，行動主体Aについては，$\omega\fallingdotseq\alpha$であることはない）や（ロ）重複する組み合わせがあるので，実際には，ケースの数は，かなり減少することになる。

表１　差別行動類型化の枠組

	行動主体	A	B	C	O
好ましさ	$b^i_{AB} < b^i_{AC}$				
	$b^i_{AB} = b^i_{AC}$				
	$b^i_{AB} > b^i_{AC}$				
基準	$\omega = \alpha$				
	$\omega \fallingdotseq \alpha$				
正当性	正　当				
	不　当				

（7） しかし，それでもなお，かなりの数のケースが存在することになるので，すべてのケースについてのインプリケーションを考察することは，このままでは，極めて困難である。そこで，次のような工夫が考えられる[16]。

イ）行動主体の数を減らす。まず，当該社会の中だけで考えると，Oが除外される。また，$A=C$と仮定する。すると，行動主体はAとBの２つである。しかもAにおいては$\omega=\alpha$であるから，Aについては３×２＝６，Bについては３×２×２＝12，したがって，ケースの数は６×12＝72個存在する。だが，この中には，ある程度，トリヴィアル・ケースも存在するから，実際に入念な検討が必要なケースの数は，さらに少なくなる。

ロ）代表的な差別関係について，それがどのケースに相当するかを検討し，モデルと実際の状況とを関連づけながら，理論を深化させる。

ハ）各主体が，あるパラメーター（判断）の組み合わせのときにはどのような行動をするかをモデル化し，シミュレーションによって，さまざまなケースにおける関係を予測する。

（8） 以上のモデルは，主として各行動主体の認知関係を理論化したものであった。だが，現実の差別関係においては，各行動主体間に働く制御関係も無視できない。したがって，次のステップでは，モデルに制御関係を導入することを検討すべきである。

たとえば，Aを制御する主体としてSを考える。SがAを制御できるなら，Sは，Aが差別行動

15）鏡豊氏は，行為が「一方向的」という限定条件をも導入する可能性のあることを示唆している。
16）この部分については，平松闊氏との議論に負うところが多い。

をしようとするときにはそれを抑制するから，実際の差別行動は生じないか，(Sが事前に知ることなしに，Aが差別行動を行なった場合には）継続的に発生することはない。

SがAを制御できないときには，Sが差別行動だと判断する行動を，Aが反復的ないし継続的に行なうことがありうる。

このような方向にそってモデルを発展させることは，今後の課題の1つである。

§5 結 語

われわれは前節において，差別に関する既存の定義についての批判的検討を基盤として，差別に関する理論モデルを提唱した。また，それに対する若干のコメントも付記した。しかし，すでにコメント中でも言及したように，このモデルを基盤とした理論展開は，今後の課題として残されている。

〔補論1〕マイノリティーの類型化に関する覚え書き

マイノリティーを類型化する基準としては，その規模（絶対的，相対的)，権力へのアクセスィビリティ（歴史的経緯も含めて)，ハンディキャップの社会的規定性，可視性，マジョリティーとマイノリティーとの間の移行可能性などが考えられる。

まず，マイノリティーの**規模**が，マイノリティーについて考える際の基本的変数であることは，いうまでもない。余りにも数の少ないマイノリティーは，しばしば社会的に無視される[17]。

また，**権力へのアクセスィビリティー**（接近可能性）という要素は，特にマジョリティーとの関係を考える際に重要である。たとえばアメリカ合州国において，黒人が権力を持つ日の来ることは，十分に予想される。しかし，重度身体障害者が権力を握る社会というのは想像し難い。また，前述の問題とも関連するが，ハンディキャップには社会（ないし文化，制度）に規定されたものとそうでないものがあることにも注意したい（**ハンディキャップの社会的規定性**)。たとえば，皮膚の色が黒いということは，黒人に対する偏見が払拭され(Black is beautiful)しかも生活条件の平準化が行なわれれば，何らハンディキャップではない。しかしながら身体障害者は，いかなる社会においてもハンディキャップを負わされている。補助具等の発達によって，その差が小さくなるであろうことは予想され，期待されるとしても，依然としてそうである。また，老人について考えてみると，かつては長く生きていることによる知識・経験の蓄積が社会にとって不可決とされていた（村の古老）のに対して，技術革新にともなう産業構造・社会構造の変化によって，老人は，活力の衰えたものとして位置づけられるようになっている。

次に，**可視性**について考えてみよう。たとえば，老人は「可視的」だが，部落民はそうではない。部落民は，部落民以外の人と違う——つまり可視的だ——という人も，世の中には存在する。しかし，結婚や就職に際して，信用機関に部落民であるか否かの調査を依頼する者が多い——と伝えられている——ということ自体が，部落民は可視的でないということを明らかに示している。

移行可能性に関しては，さまざまな次元が存在する。私は，自分の足を失なえば身障者になるが，自分1人で部落民になることはない。いわゆる同和地区に住むことによって部落民として扱われることもある。だが，一般には，私が部落民と婚姻関係を結んだとき，私は部落民というカテゴリーに（世間の人から）入れられるのである（**個人的契機——社会的契機**)。私がアイヌならば子供もアイヌだが，私が身障者であっても子供はそうとは限らない（**通世代的——単世代的**)。私は，50年後に身障者であるか否かは分らないが（仮に生きているならば）私はそのとき確実に老人である（**偶然性——必然性**)。私は一度アナキストになった後に転向してアナキストでなくなることが可能だが，一度失った足は（現代の医学では）戻

17) たとえば，北海道のオホーツク海沿岸に住むオロッコの人々は，日本政府および大多数の日本人にとっては無きに等しい。

ってこない（**可逆性——不可逆性**）。また，私は意図すればアナキストになることが可能だが,（日本人である）私が在日朝鮮人になったり，（男である）私が女になったりすることは不可能である（**意図的——無意図的**）。

以上に述べたようなことがらを基準として，マジョリティーからマイノリティーへの移行，およびその逆の移行について体系的に考察し，マイノリティーの類型化を行なうことが急務である。そしてその後に，各類型ごとに，マジョリティーとマイノリティーとの間の関係を理論的に考察することが，次のステップとして重要なものとなるであろう。

〔補論２〕差別の測定

本論（§４）において提出したモデル（定義）の中で，われわれは，差別が，(1)区別の基準の抽出，および(2)その基準の正当性についての判断，以上２つの側面からなることを明らかにした。ここでは，このモデルを用いると，差別の測定に関して従来いわれてきた議論に対して解決が与えられることを示し，その具体的な方法について示唆することにする。

Blalock (1967) によれば，差別を測定することは困難である。なぜならば，第１に，差別は意図という要因を含んでいるために間接的にしか測定できず，従属変数としてではなく，媒介変数として扱うべきだからである。第２に，不平等の基準が不明確だからである[18]。しかしながら，この２つの問題点は双方とも，少くとも原理的には解決可能である。第１の問題点は「区別」の基準を明確にし[19]，それが正当か否かを測定すれば[20]，その２つを組み合わせることによって得られる。たとえば，ある物体の質量と体積を知って，そこから密度を求めるようなものである。第２の問題に対する解決法は，以下に列挙する通りである。

（１）関連表

差別が完全に行なわれている場合には，表Ａ１(a), (b)のようになる。(a)は最大関連であり，「良い待遇」の枠（定員）が存在する場合の極限型である。(b)は完全関連であり，「良い待遇」の枠（定員）が存在しない場合の極限型である。枠の有無に応じて，(a)または(b)の型に近いほど，その特性αを基準とした区別が行なわれていると考えられる。

しかし，このような分析の場合には，一般の四分表におけるのと同様に，疑似相関によって関連が表われている恐れがある（安田・海野，1977：131—138）

（２）判別分析（判別関数，林の数量化Ⅱ類）

多変量データに対し判別分析を適用する。すなわち，

$$Z=l_1x_1+l_2x_2+\cdots\cdots+l_kx_k$$

式において，Zの弁別を最大にするようにウェイトl_i（$i=1, k$）を定めるのである。ただし，ここで，

Z：不平等の指標（たとえば，就職試験に合格したか否か）

l_i：重回帰分析の場合の偏回帰係数に対応するパラメーター

表Ａ１　差別と関連表との関係

(a)　最大関連

メンバーシップ／待遇	マジョリティー（$\bar{\alpha}$）	マイノリティー（α）
良い待遇	n_{11}	0
悪い待遇	n_{21}	n_{22}

(b)　完全関連

メンバーシップ／待遇	マジョリティー（$\bar{\alpha}$）	マイノリティー（α）
良い待遇	n_{11}	0
悪い待遇	0	n_{22}

（注）n_i ($i=1,2$) $\neq 0$

18) §２の（10）を参照。
19) これは，第２の問題点に対する解決として与えられる。
20) 正当か否かの測定法については，ここでは論じないが，一般の態度測定法を利用できるものと思われる。

x_i：種々の特性（たとえば，試験の点数，性別，民族，等々）

である。

分析の結果として得られたウェイトが最大の特性が，Zの弁別に最大の寄与をしていることになる。x_iに主要な変数を導入すれば，疑似相関の影響は除去される（安田・海野，1977：72—89，109—115)。

（3）因果分析（パス解析）[21]

本論中でも簡単に触れたように，この方法を用いれば「差別」を媒介変数として扱うことができる。しかも，(Blalock は記していないが)，この変数を，測定不能な変数として扱うことも可能である。

（4）予測論理（Prediction Logic）

パス解析を用いることが原理的に可能だということが，前項で示唆された。一方，パス解析についての研究史が示しているように，この方法は元来，距離尺度水準で測定されたデータを前提にしている。しかしながら，この前提は，社会学的データにはほとんど当てはまらない。したがって，この前提を緩和しようとする試みが数多く行なわれている[22]。

その中でも特に有望なのは「予測論理」であろう[23]。この方法によって，いかなるカテゴリーの組み合せによって不平等が発生しているかが明らかになるであろう。（2)，（3）に記した線型モデルとは全く異ったアプローチであることに注目したい。

（5）階層イメージ（Fararo による）

Fararo (1973) の提唱している階層イメージの形成モデルは，元来，ある階層構造が存在するときに，各ランクにいる人がどのような階層イメージをもち，しかもそれがどのようにして生じるのか，ということを「手がかり抽出(cue sampling)」という考え方で説明したものである。

この考え方は，差別の測定を考える際に，ほぼ直接的に適用できる。行為者が対象者（の集合）を区別する際には，いま考えている関係（たとえば「就職」関係）について対象者の階層イメージが形成され，イメージされた階層間のいずれかの境界で区別が行なわれていると考えられるからである[24]。

〔補論3〕不平等の類型

不平等がなぜ生じるのか，ということについては，明確な定式化がなされていないようである。この補論では，そのような定式化を行なうための基本的な考え方を提出する。それにつづくべき理論展開については，他日を期したい。

鈴木（1969：99）によれば，差別を考える際に「厄介なことがある」。それは「表面的には単なる区別であって，ストレートに差別と断定しにくいが，よく吟味すると，差別といわざるを得ないものが沢山あるからである」。彼は，その例として アメリカ合州国における黒人に関する

教育条件劣悪——→教育程度低い
——→未熟練労働——→低賃金

という因果連鎖を挙げている。

ここから分かることは，仮に機会均等が形式的に保障されているとしても，出発点が平等でない限り，実質的には不平等な結果が生じる，ということである。

しかしながら，現代社会における不平等は，そうようなメカニズムだけによるのではない。たとえば，在日朝鮮人が採用を拒否された，という事件は，在日朝鮮人と日本人との間に機会の均等が保障されていない（機会の不均等）ということを示している。

以上に述べた，不平等の原因についての2つの考え方の定式化を試みよう。単純化のために，地

21）パス解析については（安田：海野，1977：240—247)，(Boudon，1971）などを参照。
22）この点については，(Boudon，1971）の邦訳書末尾の訳者解説中に，簡単な記述がある。
23）予測論理に関しては（Hildebrand *et. al*, 1975）を参照。
24）上に述べた種々の方法のうち(1)から(4)までは，多数のサンプル（被差別者）が得られた場合にのみ利用しうる方法であった。それに対して，この方法（階層イメージ）は，差別者のイメージに主眼があるので，被差別者の数は，とりあえずは問題でない。しかし全般的に見ると，個々のケースを分析するためのテクニックの整備は，相対的に遅れているようである。Fararo の方法の展開を含めて，早急に開発する必要がある。

位の変化を有限マルコフ連鎖モデルで考えるならば，集団Aと集団B（たとえば，在日朝鮮人と日本人）との間に不平等が存在するというのは，

1）初期値の差異

による場合と

2）推移確率行列の差異

による場合とが考えられるのである。

このように定式化するならば，その後は，形式的理論（formal theory）による理論の展開と，それを基にした経験的研究が可能となるであろう。その際，社会移動に関する数学理論[25]の蓄積から，有力な示唆が得られるであろう。

（1977年11月７日脱稿）

引用文献

Allport, Gordon W., 1954, *The Nature of Prejudice*. Reading, Massachusetts : Addison-Wesley. 原谷・野村訳『偏見の心理』東京：培風館，1961。

Blalock, H. M., Jr., 1967, *Toward a Theory of Minority-Group Relations*. New York : Wiley. (Capricorn Books ed., 1970)（鈴木二郎・海野道郎・鏡豊訳，東京：紀伊國屋書店，近刊）

Boudon, Raymond, 1971, *Les Mathématiques en Sociologie*. Paris : P.U.F. 岡本雅典・海野道郎訳，『社会学のロジック』東京：東洋経済新報社，1978。

——, 1973, Mathematical Structures of Social Mobility. Amsterdam : Elsevier Scientific.

Crain, Robert L. & C. S. Weisman, 1972, *Discrimination, Personality, and Achievement*. New York : Seminar Press.

Fararo, Thomas J., 1973, "Markov Social Process : Image of Stratification, "pp. 347-368 in Fararo, *Mathematical Sociology*. New York : Wiley.（西田春彦・安田三郎監訳，紀伊國屋書店，近刊）

弘中惇一郎・羽柴駿，1977,「人権」『世界大百科年鑑』pp. 364—365，東京：平凡社。

Hildebrand, David K., James D. Laing, and Howard Rosenthal, 1975, "A Prediction-Logic Approach to Causal Models of Qualitative Variates," pp. 146—175 in David A. Heise (ed.), *Sociological Methodology 1976*. San Francisco : Jossey-Bass.

川島武宜，1977,『大学講座・社会科学・「法」の科学理論』東京：日本放送出版協会。

丸山真男，1964,『増補版・現代政治の思想と行動』東京：未来社。

見田宗介，1966,『価値意識の理論』東京：弘文堂。

Schermerhorn, R. A., 1970, *Comparative Ethnic Relations : A Framework for Theory and Research*. New York : Random House.

Shibutani, Tamotsu & Kian M. Kwan, 1965, *Ethnic Stratification*. London : The Macmillan Company.

Simpson, G. E., & J. M., Yinger, 1972, *Racial and Cultural Minorities : An Analysis of Prejudice and Discrimination*. Fourth Edition. New York : Harper & Row.

鈴木二郎，1969,『人種と偏見』東京：紀伊國屋書店。

鈴木二郎，1975,「ヒューマニズムと差別」,『現代と思想』17 : 37—53，東京：青木書店。

安田三郎・海野道郎，1977,『社会統計学（改訂２版）』東京：丸善。

25）たとえば（Boudon, 1973）を参照。